

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（06-4393-6332）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	大阪市立阿倍野防災センターの防災研修室の使用料の免除及び還付
概 要	大阪市立阿倍野防災センターの防災研修室の使用許可を受けた者で、一定の要件に該当する場合は、その使用料の免除及び還付することができます。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市立防災センター条例（昭和56年4月1日条例第43号）第12条、第13条 （http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html） ・ 大阪市立阿倍野防災センター使用料免除、還付及び後納に関する要綱 （平成16年4月30日消防長訓（予）第8号） （大阪市立阿倍野防災センター及び消防局予防部予防課窓口にて設置）
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の場合は、使用料の免除を認めることがあります。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本市が実施する施策に協力する団体が行う防災に関する講演会、講習会、研究会その他これらに類する行事で市政に寄与すると市長が認めるもののために使用するとき (2) 防災に関する本市の事務又は事業のために使用するとき (3) その他市長が特別の事由があると認めるとき ・ 次の場合は、使用料の還付を認めることがあります。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない特別の事由により防災研修室を使用することができなくなったとき (2) 使用者が防災研修室の使用を開始する前に使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて使用許可を取り消したとき (3) その他市長が特別の事由があると認めるとき
標準処理期間	3日
経由日数	1日
提出先	大阪市立阿倍野防災センター
提出時期	随時
提出方法	使用料の免除を申請しようとする場合は、免除申請書を大阪市立阿倍野防災センターへ提出してください。
手数料	不要
相談窓口	大阪市立阿倍野防災センター（06-6643-1031）又は消防局予防部予防課（06-4393-6332）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/ http://www.abeno-bosai-c.city.osaka.jp/tasukaru/
備 考	